

「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の制定に関する意見書

東京都は、平成30年第1回東京都議会定例会において、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」を制定するとしています。

本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の基本的な考え方では、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等が示されました。

受動喫煙の防止対策は、都民の健康増進の観点はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストシティの責務として、一層推進していくべきものです。

一方で、その対策は、様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があって、はじめて実効性が担保され、効果的な対策となるものです。

加えて、現在、国政において法制化の議論が行われており、規制基準のあり方等を含め、様々な観点から慎重な議論が取り交わされている最中です。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」を制定するに当たっては、多くの都民及び事業者の理解を得られる条例となるよう下記事項について要望します。

記

- 1 東京都は、各区と十分協議すること。
- 2 東京都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年12月 日

墨田区議会議長名

東京都知事 あて